

平成 17 年度第 2 回幸区区民会議（試行）会議録

会 議 名	平成17年度第2回幸区区民会議（試行）
日 時	平成17年11月25日（金） 午前10時から午前12時02分まで
場 所	幸区役所5階第1会議室
出 席 者	<p>委員 青山一、小島春男、安岡信一、手塚善雄、小保方健次、小林豊、佐藤良平、久保礼子、菅野勝之、葉山直次、今井淑子、根本健、庄司佳子、 （欠席）荒井康男</p> <p>参与 楠木茂哉、河野忠正、佐藤忠次、竹間幸一、沼沢和明、野村敏行、前田絹子、此村善人 （欠席）山田吉三郎</p> <p>事務局 区長、副区長、総務企画課長、こども総合支援担当参事、区民サービス部長、市民税課長、日吉出張所長、保健福祉センター所長、保健福祉センター副所長、建設センター所長、総合企画局政策部主幹、政策部職員、総合企画局企画調整課主幹、企画調整課主査、市民局区調整課長、地域振興課主任、総務企画課企画調整担当主査、総務企画課主査、総務企画課主査</p> <p style="text-align: right;">以上 40名</p>
議 題	1．区民会議の制度設計について（公開） 2．その他（公開）
傍 聴 者	4名

午前 10 時 開 会

1 開 会

司会 大変お待たせいたしました。ただいまから第 2 回試行の幸区区民会議を開催させていただきます。

私は、幸区役所副区長の松浦でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、あらかじめ進行上のお話を二、三させていただきますと思います。一つは、本日の区民会議は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例における会議公開の対象となっております。したがって、傍聴の許可をしておりますので、ご了解いただきたいと思います。二つ目は、本日マスコミの取材につきましても許可をしておりますので、あわせてご了解いただきたいと思います。最後に、本日の会議につきましては会議録を作成することになっておりますので、この会議の内容を終了時まで録音させていただくということになっておりますので、これもあわせてご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

2 開会あいさつ

司会 それでは、早速会議次第第 2 の開会のあいさつを事務局を代表いたしまして鈴木区長より申し上げます。

区長 おはようございます。区長の鈴木でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。きょう第 2 回目ということで、本来であれば課題が山積しておりますので、実質審議に入っているいろいろな対応策を練っていきたいというふうに思っておりますけれども、来年度の本格実施に向けまして充実した会議、そしてスムーズな運用を図るべく、先日の開催通知でご案内しましたとおり、本日は制度設計についてご議論をいろいろ願いたいというふうに思います。7 区共通の案件、そしてまた区採用の案件とそれぞれ議題が大変多くございますけれども、どうぞ忌憚のないご意見をお願いしたいというふうに思います。また、議長さん、副議長さん、大変議題が多くてご負担をかけると思いますけれども、どうぞひとつよろしく願いしたいと思います。

司会 ありがとうございます。

続きまして、本日お手元にお配りしております資料について確認をさせていただきたいと思いますが、資料につきましてはあらかじめこちらから送付させていただいた資料と本日新規に机の上に置かせていただいた資料がございますので、その新規の資料につきまして確認をいたしたいと思いますが、まず一番上に本日の予定としまして平成 17 年度第 2 回幸区区民会議（試行）というのが 1 枚ございます。次が座席表でございます。めくっていただきますと、本日の委員名簿並びに参加名簿が 1 枚ございます。次に、資料 5 といたし

まして第2回区民会議試行の議題でのご意見について、これが両面で1枚ございます。最後に、アンケート用紙で本日の議題に関してのご意見という、これも両面の資料が1枚ございます。本日の資料につきましては以上でございますが、もしも不足の点がありましたら、お手を挙げていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それで最初に、本日レジюмеでございますが、あらかじめ送付させていただいた資料にもレジюмеが入っているわけなのですが、本日の進行につきましてはきょう机の上に置かせていただきましたレジюмеに沿って進行させていただきたいと思っております。その違いは、資料5という表示が一番下に載っているか載っていないかというところだけの違いでございます。したがって、本日のレジюмеに沿って進行させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、早速これより議題の議事進行に移ってまいりたいと思っておりますので、これからの進行につきましては議長さん、副議長さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくどうぞ。

3 議 事

(1) 区民会議の制度設計について

議長 それでは、これより議論に入ってまいりたいと思っております。先ほど区長の方からもご説明がありましたとおり、本日は皆様より多くのご意見をいただいて制度の参考にしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。最初に、お手元の資料1の区民会議の制度設計に入りたいと思っております。1番の の全市共通事項につきまして事務局よりご説明がございます。よろしく申し上げます。

事務局 皆様、おはようございます。総合企画局政策部の小松と申します。よろしくお願いいたします。失礼と存じますが、座らせて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入る前に、私の説明の中で特に参加と協働という言葉が非常に多く出てまいります。昨年度自治基本条例についていろいろご議論ございまして、ことし4月から施行されておりますけれども、その中で参加ということと協働ということの説明がございます。説明入る前に若干ご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。まず、参加でございますけれども、市民が暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり行動することをいいます。これが参加ということですから、協働、市民及び市が共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重しながら、対等な関係に立って協力することをいいます。これが協働という言葉の広い概念としてご理解いただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。では、資料の1の1ページ目でございます。

これらの資料につきましては、昨年度の自治基本条例制定の過程でのご議論、それから本年度各区で実施しております試行の区民会議第1回でのご議論、またその際に傍聴の方にお問い合わせいただきましたアンケートからのご意見等を参考にさせていただきます。各区に共通する区民会議としての考え方についてまとめたものでございます。それでは、資料1の1ページに沿って説明いたします。初めに、自治基本条例について述べてございます。この自治基本条例は、川崎市の自治の基本理念を確認して自治運営の基本原則を定めるものとして本年度4月に施行されたものでございます。この条例には、区の役割として区における参加と協働による課題の解決などを規定しておりまして、また区民会議についても規定しております。

次に、川崎市新総合計画についてでございますけれども、これは今後10年間の基本構想と本年度から3カ年の実行計画を定めました市政運営のプログラムとも言えるものでございます。この中では、区の機能強化や市民活動の支援など、自治基本条例に規定する区のあり方を具体化するさまざまな施策が盛り込まれております。区民会議もその一つとして新総合計画に位置づけられておりまして、これらを区行政改革の施策としまして総合的な推進を図っているところでございます。

それでは、地域の課題を地域で解決するための流れ、その中で区民会議がどのような位置づけにあるかにつきまして、お手元の図1、A3で横の紙でございますけれども、に基づいてご説明いたします。区民会議では、区民の参加と協働により課題解決に向けた調査審議が行われますが、審議事項の基本的な考え方は、区民の暮らしでの課題や地域社会が抱える課題でありまして、参加と協働によって区において解決が図られるものであると考えております。まず、課題の把握から審議事項の選定の段階です。ここでは、区民会議の委員が日ごろの地域での活動などを通じて把握した課題ですとか区役所が日常の業務を通じて把握した課題などから、緊急性や重要性などを考慮して選定されるものと考えております。

次に、審議事項として選定された課題は、区民会議の中での共通の理解を図るためにその課題の現状やこれまでの取り組みなどの情報の共有や分析が必要となります。このためには、委員、行政、関係者からの情報提供や参与からの助言が重要でございまして、また時には現地での調査などの方法も必要になると考えております。

次の段階は、課題の解決策の検討ですが、解決策は大きく分けて何を指すかといった解決の方法とだれがどのような役割を担うかといった解決の方策があると考えております。解決の方法では、課題に対して当面どのような対応が考えられるかなど、短期的な解決の目標と課題となっている原因をどのように取り除くかといったやや中長期的な目標の設定などが検討されます。また、解決の方策として、区民、行政、その他関係機関など、課題の解決に取り組む主体とそれぞれの役割などが検討されます。また、区民会議では、より専門的、また機動的に行う必要がある場合が考えられます。このような場合には、専門部

会を設置し、課題に関係する団体や機関などと連携するなど、検討を深め、区民会議での審議につなげていくことを考えております。

区民会議の基本的な役割は、以上のような流れによって課題の解決策を取りまとめ、審議結果として区長に渡すことで果たされることとなります。

次に、図1の右側にあります課題解決への取り組みは、区民会議から受け取った審議結果がどのような課題解決につながるかを図式化したものです。区民会議からの審議結果を受けまして、区長はこれを尊重し、解決に向けた取り組みに向かいますが、このとき課題の解決策の内容が主に区民の自主的な取り組みにより解決するもの、区民と区役所が協働で解決するもの、市の関係局と区との調整により市として解決するもの、市の条例や規則等、ルールの整備によって解決するもの、国、県などとの行政主体等により解決するものといった分類ができると考えております。

区長は、このような取り組みの方法から最適なもの、または最適な組み合わせによりそれぞれの役割を担う主体として連携し、協働を進めるなどしながら、課題の解決を図っていくこととなります。図の中に、解決に向けた参加・協働として区民会議委員と団体等、区民、区役所、関係部局、関係機関を線でつないだ連携の絵がございます。これは、課題の解決に向けた取り組みにおいて、例えば区民会議委員は関係する団体や区民が課題解決の自主的な取り組みに向かうときに、区民会議での審議を踏まえて連携した取り組みなどの役割を担っていただきたい。また、区役所を初めとする行政の側は相互に調整し、また関係する団体や区民との連携を図りながら取り組んだりといった課題の解決に向けた参加と協働をあらわしたものでございます。このように、それぞれが担う役割を果たすことで課題の解決に向かおうと考えております。

次に、図2、次のページになりますが、お開きください。図2は、図1の課題解決の取り組みの中で解決に向けた取り組みとして五つに分類した中の関係局との調整により市として解決するものというものを少し具体的に説明するためのものでございます。区民会議からの審議結果には、区の課題解決の方法、方策として、図の中段の網かけをした部分ですが、市の主体的な取り組み、区民と区との協働による取り組み、そして区民の自主的な取り組みなどにつながるものがあると考えております。そして、実際に課題解決に取り組むときには、例えば区の権限と予算の中で事業を企画していくもの、あるいは区と事業局との間での事業調整が必要となるものなどが考えられます。これらは、庁内での調整を経まして事業の計画や必要な予算措置がなされていく必要があります。これまでも区の課題を解決するために区が自主的に事業企画を行う魅力ある区づくり推進事業や庁内での調整のプロセスなどを整理してまいりましたけれども、今後区民会議での審議結果を確実に解決につなげていくために区と関係局との事業等の調整ルールの整備や区予算の充実など、区役所機能の強化にかかわる区行政改革の施策を区民会議の本実施にあわせて推進していくこととしております。

それでは、資料 1、最初の資料に戻っていただきまして、説明を続けさせていただきます。ここまでは地域の課題を地域が主体となって解決するという今後の区のあり方の中で区民会議がどのような位置づけにありどのような役割を担うかについてご理解していただくために、課題の発見から解決までの流れのイメージをご説明いたしましたが、ここからは区民会議制度の具体的な内容についてご説明いたします。

では、2 ページをごらんください。1 枚あけていただければいいと思います。冒頭にもご説明いたしましたけれども、この制度素案は各区に共通する事項についてお示しするもので、今後条例あるいは条例施行規則の内容につながるものと考えております。

初めに、制度素案の項目でございますが、区民会議設置目的や役割、委員など、10項目で構成しております。

まず、一つ目の区民会議の設置目的及び名称についてでございます。設置目的については、川崎市自治基本条例第22条に規定されているとおり、暮らしやすい地域社会の形成を目指し、参加と協働による区の課題解決に向けた調査審議を行うこととし、名称については当該区の区名をつけ幸区区民会議とします。

二つ目、区民会議の役割（所掌事務）でございます。区民会議の役割は、区における課題を区民の参加と協働によりどのような方向、方法で解決していくかを調査審議していただくことと考えております。区における課題を発見し、解決に向けた調査審議を行う流れについては、先ほどご説明したとおりでございます。ここでは、現在各区に設置しておりますこの試行区民会議の委員もお願いしてございます区政推進会議との関係について少し触れておきたいと思っております。区政推進会議は、区民の団体などの代表や公募の区民などで構成されておまして、区の自主企画事業であります魅力ある区づくり推進事業についてのご審議等を通じて区政の推進に大きな役割を果たしてまいりました。一方、区民会議は課題の解決から参加と協働による地域で解決するための方向や方策の調査審議までを役割とするものでございまして、区政推進会議の役割を引き継ぎながら、課題の解決策の審議に重点を置き、より広い範囲の課題解決に取り組むことを目的としたものでございます。

3 番目の区民会議の審議結果でございます。区民会議の審議結果は、一義的に区長が受け取りまして、区長及び市長はその審議結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成や市政に反映するよう努めることとしております。

また、区民会議委員にも審議結果が地域の課題解決の取り組みにつながるよう区民会議と地域とをつなぐ役割を担っていただきたいと考えております。

3 ページには、先ほど図 1 の中で説明をいたしました審議結果を受けまして課題解決の取り組みにつながる流れに関連する説明を記述しております。繰り返しになりますので、説明は省かせていただきます。

次の 4 番目、区民会議の委員でございます。区民会議の委員は、20人以内とし、区において活動を行う区民を主体として構成される団体などから推薦された人、区民会議の委員

の公募により選任した人、その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた人で構成します。

なお、委員は市長が委嘱する附属機関の委員で、身分としては非常勤特別職の地方公務員となります。

次に、委員の任期は2年といたします。ただし、欠員が生じた場合には任期途中から就任された委員の任期は前任者の残りの期間といたします。

また、委員は再度委員となることができます。

囲みの中には、繰り返しになりますが、委員の役割として日ごろの地域での活動を通じて把握した課題を区民会議に持ち寄り、地域での活動を生かしながら課題の解決に向けた議論を行い、また区民会議での検討を地域の活動の場に持ち帰り、区における課題解決の取り組みにつなげていく役割を担っていただきたいと考え方を記述しております。

また、委員の選任については、団体などからの推薦、公募を基本としておりますが、区民会議の目的を達成するため、委員には地域における から に分類した分野での活動経験を有することが求められ、委員を選任する際の基準の一つとして考慮されるものと考えております。

ここに記述いたしました から の分類でございますが、 から までは若干表現は異なりますが、川崎市新総合計画で掲げました七つの基本政策をもとにしたものでございます。新総合計画の七つの分類は、公共が担う分野をほぼ網羅しておりまして、さらに細分化された分野との関係が明らかであることから、これをベースといたしました。また、につきましては、 から で分類し切れないような区ごとの地域性による活動分野などが当たります。委員は、この活動分野のほか、性別、世代、地域などのバランスをとり、さまざまな立場から選任するよう努める必要があると考えております。

次に、4ページをごらんください。5の区民会議の運営等でございますが、区民会議に議長、副議長を置くことといたしまして、委員の互選で選出いたします。議長は、区民会議を代表いたします。また、会議を招集します。また、副議長は議長を補佐し、必要により議長の代理となります。区民会議は、委員の過半数の出席で成立することとなります。また、区の課題解決に向けてより専門的、機動的に調査検討を行う必要がある場合には専門部会を設置することができるとしております。この専門部会は、課題ごとに置かれることを想定しておりますが、課題によっては専門部会の形態が変わるなど、さまざまであると考えられますので、専門部会の運用についての詳細はできるだけ各区の区民会議にゆだねられるよう共通事項としての記述密度は低くしてございます。

6の区民会議参与についてでございます。区選出の市議会議員及び県議会議員の皆様は、区民会議参与といたしまして区民会議に出席して区の課題解決に向けた調査審議に助言を行うことができるとしております。これまでもお示ししてまいりましたが、区民会議がその役割を果たすためには、議員の皆様のご経験や知識から課題解決の調査審議に助言をい

ただくことが不可欠であると考えております。そのために、委員とは異なる区民会議参与としての位置づけと区民会議に出席し、助言することができる旨を明確にするものでございます。

7番目の区民会議への関係者の出席についてでございますが、区民会議が区の課題の解決に向けて調査審議をする中で、実際に地域で課題の解決に取り組んでいる区民のご意見、さらに専門的な見地からの情報などが必要な場合には、関係者に出席を求め、説明や報告を受けたり意見などを聞いたりすることができるとしております。また、同様に専門部会でも関係者の出席を求めることができることとしております。

次に、5ページをごらんください。8の区長の役割についてでございますが、区民会議の事務局は区が担います。区長は、事務局を代表して、区民会議を支える役割になりますが、これには会議運営の事務補助のほか、課題解決の調査審議に必要な関係する行政情報の提供などの役割がございます。さらには、これまでご説明してありますとおり、区民会議の調査審議の結果を受けて解決のための取り組みにつなげていくことも区民会議において区長が担う役割と考えております。

次の9番目、区民会議と他の会議との関係についてでございます。区民会議は、他の審議会や会議などとは上下関係にあるものではなく、相互に対等な関係であり、必要に応じて連携することが大切であると考えております。例えば他の審議会と審議事項が関連する場合などには、必要に応じて情報交換や連携をすることなどが考えられます。また、各区にはまちづくり推進組織がございます。現在の状況は、区によって多少異なりますが、区のまちづくりにかかわるテーマを設定し、自主的に取り組んでいる区民の組織でございます。このまちづくり推進組織を初めとした他の団体との関係については、例えば委員の推薦、専門部会での連携、さらに課題解決に向けた取り組みの連携などが考えられます。

10のその他でございます。区民会議は、できるだけ各区の状況に合わせた柔軟な運営を確保することが求められると考えておりまして、ここまでご説明してまいりました共通事項に基づきまして各区の運営などに関する詳細についても検討する必要がございます。主なものとして、活動分野、性別、世代、地域バランスなどの委員の構成について、委員の推薦を求める団体や公募の方法など、委員の選任について、区民会議で審議する課題について、専門部会の設置や役割などについてなどがございます。本日の試行の区民会議を含めまして皆様からのご意見を参考にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、この制度素案につきましては、各区の第2回試行でのご意見を踏まえた上で、12月1日から1月にかけて広く市民の方々からご意見などをいただくためにパブリックコメントを実施する予定でございます。市民の皆様からいただいたご意見は、各区に共通する基本事項に関するものと、区における運営に係る事項とに別れるものと考えておりまして、適宜適切に反映するよう努めてまいりたいと考えております。その上で、

新年度からの本実施に向けまして条例案を策定し、議会でのご審議をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

ただいまの内容についてご意見がございましたら、お伺いいたします。事前に皆様のお手元にこの運営事項についてお配りしてございますので、それぞれご存じかと思いますが、幸区にかかわる事項につきましては後ほど皆様のご意見を伺うということで、共通事項に対してのご意見を伺いたいと思います。今後の区民会議の制度設計に反映させていくものでございますので、建設的な忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。何かご意見がございましたら、お願いいたします。また、全市共通事項でございますので、幸区の区政運営にかかわる事項についてはこれから皆様とご審議していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員 市会議員の先生が皆出られているのですけれども、市会でこの基本条例あれしたと思うのですけれども、これ議会制民主主義という根本のあれがなくなってしまうのです。それを納得しておられて皆さんこの制度を考えられたのかと不思議ではようがないのですけれども、だれか代表でひとつ答えていただきたいのですけれども。

議長 ただいま安岡委員からご質問がございましたが、これにつきまして。

委員 関連で。

議長 それでは関連で、菅野委員。

委員 全く安岡委員と同じです。それで、そのために第1回的时候にここの会議が代議制民主主義から参加型民主主義になるのかどうか、そのための資料を準備しろって事務局に要請したのです。それで、個人的には憲法の中で参加型民主主義をやっている国が南アメリカにあるので、それを取りそろえろという要望したのだけれども、そういう作業というのは全然やってくれる返答がないのです。それについても返事してもらいたいと思います。

議長 どうもありがとうございました。

安岡委員と菅野委員のご質問、総合して佐藤参与の方からお願いいたします。

参与 長老が答えますけれども、これはなぜ参与にしたかということでわかってもらいたいです。本来は委員の中に議員も入るというふうにして市長が提案されたのです。委員に、この中に入ってしまふということになったら、議会制民主主義の関係もあるから、あくまでも参与にしようということで、参与ならば直接皆様と同等で討議するわけではないのですから、そのぐらいに区の議会議員ですから、いろんなアドバイスをしたいではないかと、そういうことで決めたという、そこでわかっていただければオーケーです。

議長 そういうことで、よろしいでしょうか。

はい、事務局の方からのご説明もお願いいたします。

事務局 今佐藤参与の話のままなのですが、基本的に参与の方々のこの区民会議への参加の

仕方というのは、委員とは違う立場ということの参与というかわり方で試行させていただいております。そういった意味で、この区民会議が附属機関として位置づけの中で、そこに議員の方々が委員として入ることは、やはり議決機関と執行機関との関係からちょっと難しい問題起きるのではないかとということもございまして、参与として区民会議の目的に沿った助言をいただくといったことでお入りいただくというふうをお願いをさせていただきます。

それから、もう一つ、菅野委員のちょっと私ども失念しておりまして、代表制か参加型かということだと思っておりますが、基本的に市民自治というものを進めていく上で、やはりその地域の問題というものは地域で議論し、決定し、実行していくといったことが基本になると思っておりまして、この中で課題の共通認識から解決に向けた議論、そして地域の方々のお力で解決できるといった方向に向けていくのが区民会議本来の目的だと思っております。そういった意味ですと、先ほど冒頭説明させていただきましたけれども、参加といった思想であるとか協働といった思想というのが非常に大事になってくるかなというふうに思っております。

答えになるかわかりませんが、以上でございます。

議長 ありがとうございます。全市共通事項については、この辺でよろしゅうございませうか。

参与 参与ということで、助言になるのかどうかわかりませんが、新たな課題を質問させていただくということになるのかどうかわかりませんが、この問題提起の中で一つは区民会議の委員から課題を提起するというのと、それから区役所の方で提起をすると、こういうふうになっているのですが、各団体の代表、また区民の代表の皆さんが出席をしておられるわけですから、理論的には全区民の声がいろいろとここで提起され、反映されると、こういうふうに理論的にはなるのですが、私もこれまでの議員活動を通して、経験上、我々も政党として、また県議員として各種団体等から、福祉とか業界団体とかさまざまな団体から予算要望等、また施策の段階等やるわけですが、必ずしもそこに全市民なり全業界の一人一人の意見がすべて網羅されているかということ、なかなか漏れてしまうのです。どうしても上がってくるのはその中から、いっぱいある中から恐らくその団体の方で課題を整理をして、まず代表的なもの、また重点的なもの等をその団体の中で整理をして上がってくると、こういうことございまして、私もいろいろと地域の中回っている方のご意見をお聞きしますと、そういった団体の皆さんから上がってきたさまざまな課題、要望項目以外の項目で大変貴重な早急に解決されなければならない、そういった問題がいっぱいあるということをお聞きして、これまでの議会活動の中で経験をまいりました。したがって、今回の区民会議はまさにこの住民一人一人のより身近なところで課題解決の方法、方途を探ろうと、こういうことで設置されたわけでございますので、ここに問題提起、課題提起という中で、この委員の中からという、こういうことと、それから区役所の

方で考えたといいますが、とらえた問題提起ということ、それともう一つ、市民、一般の区民といいますが、そういった皆さんの声をまたこういった区民会議で検討してもらいたいという、そういう声をどこでどうやって吸い上げるかということも当然もう検討されてきたのだらうと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長 はい、どうぞ。

事務局 今の此村参与のご意見、図1の左側の区民の暮らし、地域社会が抱える課題から矢印がありまして、課題の把握、そこに区民会議委員の課題把握ということと、もう一つ、区役所の課題把握、この2点が書かれてございます。このほかに、恐らく広く市民の方々の意見を聞くルートがあるのではないかとのご意見かと思いますが。

参与 いろいろ意見交換したり審議するのはこの場ですけれども、課題を提起する、いわゆるこのあれですと区民会議の委員が把握して提起するということですよ。そして、区役所で課題を把握して提起をするという。それと、もう一つ、市民の側からの課題の提起というものがあっていいのではないかと、こういうことです。

事務局 わかりました。基本的に課題を提起する役割として、とりあえず区民会議で提起をするということが一つありますので、その場合には区民会議の委員の方々が日ごろの活動を通じて把握した課題というのが一つございます。それから、行政が日常の窓口業務とか業務を通じましてさまざまな市民の方と接触してまいりますので、そういった意味からの課題とか意見、提案を広く求めてございます。また、今までの区づくり白書の作成であるとか都市マスタープランであるとか、そういった部分も広くとらえてございます。そういった部分も含めて行政として課題の把握をしまして提起をしていくといった構図をここには書いてございます。ですから、まさに参加の手法をどう担保するかというところだと思いますけれども、それについては各区で区民会議が行われる際にどうやってその意見を取り入れていくか、それをどう課題として把握していくかという課題が出てくるのかなと思っております。

参与 それで、方法論としてどうするのかと、こういうことを聞いているわけです。要するに経験上、いろんな諸団体からいろんな課題出てくる、それから我々議会でいろいろ審議するわけです。諸団体の皆さんからいろいろ問題提起をされた問題についてどう議会で解決するのか。当然行政の皆さんから問題提起されることによって、それをどうするかと。そのほかに、一般市民の皆さんからなかなか諸団体だとか皆さんが把握できないような問題、また把握していてもこういった会議にかける必要がないと思っているけれども、やっぱり市民から見れば、これはぜひ真剣にいろいろとここで検討してもらいたいという、こういう課題をどこで提起していくのかという、こういうことです。

議長 ありがとうございます。全市共通事項をご理解十分いただいて、なおかつ幸区における独自の手法について、問題の提起等について此村参与さんからお話がございましたが、

それでは、はい事務局お願いします。

事務局 ただいまの此村参与のご質問でございますけれども、まさにこの区民会議での審議事項をどう絞り込んで、その前にどういう形で地域からの声を吸い上げるのかということでございます。我々も当然大きな運営上大事な問題だと理解しております。実は先ほど小松主幹から説明ございました。それから、後ほどまた議論いただきます区の運営事項で決めるべき内容というのは一応項目だけの説明がございました。それは、資料1の5ページの一番下に四角の枠がございまして、ここでは共通事項に対しましてこの後に運用をしなければいけないものが例示として1から4までございます。ただいまのご意見は、この区民会議で審議する課題についてと、これにつきましては共通事項の後、きょうの進行上、区役所の方から区で今後運営上決めるべき事項について皆さんにご意見をお諮りすると考えてございます。この中では、まず本格実施になりました区民会議の議題をどういふところから吸い上げて、それをどういふふうに絞り込んで、絞り込むためにはどういふ基準で、あるいはだれが絞り込むのか、こういった仕組みをきょうこの点のご意見をいただきたいと考えておりますので、確かに共通事項では事務局側の方、委員さんから提案となっておりますが、当然区民の方いらっしゃいますから、その他の方からも意見を吸い上げるべきだという意見も実際いただければ、そういう仕組みをこれから運営事項として取りまとめまして、本格実施に持っていきたいということで、進行上、もう一度区の課題として提示させていただきたいと思っておりますので、そこでもご意見いただければと思っております。

参与 申しわけありませんが、一般の市全体の共通項目として申し上げているのです。だから、それは無理だと。きょうは本庁の課長さんでしょう。だから、一般、今かかわっている市全体の共通項目ということですから、申し上げているわけですから、一回検討してもらいたいという意味で提起しております。それで、いや、そっちでは無理だよと、何らかの言い分であるならば、では区としてどうするのかという次の段階でこの幸区としてどうなるのかということですが、まずは市全体の共通項目として提起をされたらどうでしょうかと、こういうことです。

以上です。私からはこれで終わります。

委員 この中에서도って問題提起するというのはわかりました。というのは、第1回終わった後に皆さん方区政推進会議でご報告しましたですね。僕のところには6人から電話があったんですよ、第1回終わった後に。それで、怒られたのは何なのかというと、はっきり言いますとあのときに僕が主張したのは、防災についてはそれこそ地方自治法第2条、地方自治体というのは安全と、それから福祉を仕事とするって書いてあるのです。それが第一義的。やられているかやられていないかは別問題。そんなの言っていないです、僕は。やられていないなんて言っていない。それが第一義的ですよという言い方をしたわけです。そうしたら、一番最後のときに、大八木さんいたでしょうか、部長さんの言ったのは、地

域に行ったら、それは違いますよと言ったのです。それで、傍聴者の人から聞いたのだらうと思うけれども、僕のところへ電話来たとき、菅野さん、何で地域に行ったら地方自治法がどっかへ吹っ飛んでしまうのだと。それをなぜ追及しなかったんだって怒られたのです。僕は、知ってはいましたよ、部長が言ったとき指摘した方がいいのかどうか。しかし、この会議のそれぞれの雰囲気を見て僕たちは発言しているのです。そういう点で言えば、そういう法律を軽視しても、言っている場合と言わないで会議を進める場合もあり得るのです。以上です。

議長 ご意見としてお伺いさせていただきます。

会の進行上、次に進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、さっき此村参与の方からもお話がありましたが、幸区の区民会議では幸区独自の検討すべき事項が多くあるかと思えます。そこで、幸区独自で検討すべき事項についての論点、その辺を事務局の方からご説明いただきます。

事務局 企画調整担当の北谷でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明申し上げます。

それでは、議題でございます区ごとの運営事項についての論点の提示ということで入らせていただきますが、その前にさきに皆様に議題等についてご意見をいただいている中で、制度設計に関するご意見をちょうだいしている庄司委員、それから今井委員のご意見をご紹介いたします。

資料5を、恐れ入ります、ごらんください。きょうお配りした資料でございます。庄司委員からは、委員の構成や議題、討議の方法について十分な討議が必要とのご意見をいただいております。このご説明の後に皆様からご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今井委員からは区民会議の位置づけ及び区役所改革における協働の位置づけが重要とのご指摘のいただいております。先ほど政策部からご説明させていただいたものもこのご意見を踏まえてのものと認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、各委員のご意見について申し上げます。

では、議題ですが、資料2、A3縦型の資料2をごらんください。主にこの資料、縦型のA3資料2と、それと先ほどの資料1、こちらを恐れ入ります、お手元にお出しいただけますでしょうか。資料2にまいります、1ページ上段の1、審議の目的に記載されておりますとおり、幸区の区民会議を運営する上で独自に検討すべき事項がございます。このことにつきまして、皆さんからご意見、ご提案をいただき、運営に活かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、ご意見を伺う事柄でございますが、大きく五つございますので、最初に項目のみ申し上げます。一つ目は1ページ下段にございます2の(1)、区民会議で審議する課題について、おめくりいただきまして、二つ目は上段にございます(2)、区民会議の委員

について、三つ目は下段にございます(3)、公募の方法について、四つ目はもう一ページめくっていただきまして、3ページ上段にございます(4)、専門部会について、五つ目、中段にございます区民会議の開催回数についてでございます。本日は、時間の関係もでございますので、この五つについてそれぞれお伺いし、3ページの一番下の段の(6)の幾つかの論点につきましては、ご提示しまして一くくりで承りたいと存じます。

それでは、恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、下段にございます検討すべき事項の(1)、区民会議で審議する課題についてでございます。政策部からも説明ございましたとおり、委員の皆様が日ごろの地域での活動などを通じて把握された課題や区役所が日々の業務を通じて把握した課題などから、緊急性や重要性などを考慮して選ばれるものと考えております。まず、のア、委員の方々が課題を提案される場合の方法などについてご意見をいただければと思います。参考資料として、一番下の方ですが、図3、A3横型でございますが、図3に審議のフローチャートをご用意してございます。一応これはご参考にとということで、終わりたいと思いますが、次にのイにございます課題選定のための過程や優先順位についてご意見をいただきたいと思っております。課題の選定過程については、各委員のご意見を踏まえ、一定の形式で決めていく必要がございますが、すべてを全体の会議で決定するのか、あるいはやや簡略化した会議の中で決めていくのか、そのあたりのご意見をいただければと思っております。また、提案された課題について、委員の皆さんでお選びいただくために一定の視点が必要になるかと思っております。例えば多くの区民に望まれているかといった必要性や、またある特定にのみ益することにならないか、そういった公平の物差しのようなものが考えられますが、優先順位をつけるためのそういった視点や尺度などについてご意見をいただければと思っております。

次に、でございますが、魅力ある区づくり推進事業の区民会議での取り扱いでございます。先ほどの資料1の2ページをお開き願います。2、区民会議の役割(所掌事務)でございますが、ここの四角で囲った部分でございます。区政推進会議は、魅力ある区づくり推進事業に関する審議を主な役割としておりましたが、区民会議は区における課題を発見し、参加と協働により地域で課題を解決するための調査審議を役割としております。したがって、魅力ある区づくり推進事業の審議につきましても課題解決の方法の一つとして課題に応じて審議されるものとイメージしております。皆さんのご意見をいただければと思います。

次に、もう一度資料2に戻っていただきまして、2ページの上段をごらんください。また、あわせて資料1の3ページ、もうお開きいただいているかと思っておりますが、こちらでございます。3ページでございますが、区民会議の委員についてでございます。3ページの中ほど、4のについてでございますが、先ほども政策部でお読み申し上げましたが、読ませていただきますと、市長が委嘱する委員として一つ、区において活動を行う区民を主体として構成される団体などから推薦された人、それから一つ、区民会議委員の公募によ

り選任した人、一つ、その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた人となっております。これに基づいて選出分野や公募委員の人数、あるいは女性委員にも入っていただくような効果的な方法についてご意見をいただければと思います。

次に、公募の方法についてでございます。資料2の2ページの下段のところでございますが、公募の方法については別の資料、資料3、あちこち資料がいきまして申しわけございませんが、資料3、資料4をお手元にごらんいただけますでしょうか。公募の方法については、資料3の川崎市附属機関等の委員公募実施指針、それから資料4の川崎市自治基本条例、これらに基づいて実施してまいりたいと考えております。後ほどその指針や条例などについて要点をご説明申し上げます。

次に、専門部会についてでございます。区の課題解決に向けた調査審議をより専門的、機動的に行う必要がある場合には、専門部会を設置することができます。専門部会については、全体の会議とは別に少人数の委員、またその課題に関する活動をされている方々が参加して、専門的あるいは集中的に審議し、その結果を全体の会議に報告する、そういった役割が考えられます。この部会の働きや委員の選出などについてご意見をいただければと思います。

続きまして、区民会議の開催回数についてでございますが、会議を年間どの程度開催するかは区で定められることとなっております。実施に当たりましては、課題の状況あるいは市や区の予算措置の動きに合わせて開催されることもあろうかと思っております。今年度の試行の区民会議あるいは区政推進会議は年3回の実施でございましたが、先ほどの専門部会のことも念頭に置きながら、回数についてのご意見を伺えればと思っております。

最後に、(6)、そのほかに考えられる区の運営事項でございますが、簡単に触れさせていただきます。上から審議結果に対する区長の役割、それから区長への伝達方式及び記録方式、これは区民会議で話し合われた解決方策に対しての区長へのこういった形で報告をするのかやこういったことを取り組むのかということについてのことでございます。また、複数の副議長の設置については、試行で2名副議長を設置している区もございましたので、ご提示いたしました。それから、全員一致以外の決し方、これは項目を出させていただいておりますが、これにつきましては区民会議では委員の合意形成というのが原則となっております。それから、開催日時につきましては、夜間の開催ですとか、あるいは土曜日、日曜日の開催についてのことでございまして、その下、会議座席の配置につきましてはこういった配置が適切かといったことでございます。ちなみに、今回の座席は1回目と異なる配置とさせていただきます。また、団体選任委員の役割、それからその下、委員と他の会議や団体とのネットワーク化につきましては、選任された委員の方々に対して求められる課題解決に向けた活動など、そういった役割についてこういったことがあるかと、そういったことでございます。この6の部分につきましては、個別にご意見いただく時間はございませんが、最後に少し質疑応答の時間がございますので、何かございませ

たら、その中でちょうどできたらと思っております。

簡単ではございますが、論点につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方からこれから皆さん方と審議する事項についての論点の提示がございました。それに従いまして、逐次審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速区民会議での審議する課題について皆様方とご相談していきたいと思っております。最初に、資料2の1ページ下段、区民会議で審議する課題についてをごらんください。ただいま事務局から説明ありましたとおりでございますが、区の課題については各委員の皆さんの地域での活動や、あるいは区役所がさまざまな業務を通じて把握している課題について多くのものが考えられますが、まず資料2の1ページ下段の1番をごらんいただきたいと思っております。委員の皆さんが把握している課題を区民会議で審議するためには、一定のルールが必要かと思っております。先ほど事務局からも説明がありましたが、課題を提案する場合の方式、あるいはどのような機関を通じて審査を経て決定するか、また数ある議題の中からの優先順位をつける物差しが必要かと思われれます。そのあたりにつきまして委員さんのご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いします。

まず、課題の提案についてはいかがでございましょうか。

委員 いろいろ方法があると思いますが、こういうふうな会合の中で発言するという方法、それには大分時間がかかりますので、私は書類で前もって提出するというような形でまず出すのがいいのではないかなというふうな気がします。

それから、課題の選定をする優先順位ですか、これはかなり問題、よく検討、考えてやらなければならないと思っておりますが、どこでそれをでは選定するかと。委員全員でというわけにもいかないでしょうから、その辺のところをやっぱりある程度絞っていかなければ、なかなか決めるのに効率的な決め方ができないのではないかなと、そんなふうな気がします。

議長 ありがとうございました。

まだほかに何かご意見ございますでしょうか。

委員 第2回区政推進会議のときに葉山さんの方からそれこそ今防火と防災が極めて、検討したらどうかという問題出たとき、地域振興課の課長がそれはまちづくり推進委員会の委員長が来ているので、そこで検討してもらいますという形で、私どもは第1回から今まで3回検討しました。それで、区役所の方からも幸区役所、警察署に行つて現状までの防犯関係の資料、僕も2回幸区役所に行つて防犯協会へも。でも、実際にはやはりまちづくり推進委員会でどういう解決方法があるかというのは見つからぬのです。それこそ青山委員だとか小島委員のご意見なりなんなりを聞かなければ、解決できない部分いっぱいあるの

です。そうなってくると、ここの課題を選定して、僕なんか人の課題、第1回で負わされて帰って3回あれしているのですが、それがここ全員で時間として討議に値するかどうか、これは早急にうちの方でも今まで検討したことは何かというような報告書は出せませけれども、本当にここで時間として討議するのが適当なのかどうかというのは疑問があります。だから、そういう点で今手塚委員がおっしゃられたように、課題だとか何かというのはある程度文書で出して、事前にそれを配付して短時間で進める方法をぜひ考慮していただきたいと思います。というのは、私たちまちづくり推進委員会は、2年間の任期のうち1年間課題決めるだけでもって討議しているのです、毎回毎回。それで、実際にやるのは1年間だけだという。だから、課題の選定というのはそのぐらい難しいというものだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 今菅野委員の方からも課題の選定についてはある程度書類でというご意見がございましたが、その書類でのご意見とともに、その課題をどういう機関が審査、この課題でよろしいかという決定を下すか、その辺はいかがでございましょうか。

書類については、先ほど図3で事務局の方から課題の提案はこんな形でどうだろうかというお示しがありましたが、まずこんな形で、書類で出すという形をとらせてもらうことでよろしいでしょうか、まずは。区民会議の審議フローチャートというのがございますよね。こんな形で出していただいているいいですか。それで、なおかつもしこれでよろしいようでしたら、今度どのような機関が審査するか、あるいはこの区民会議の全体意見で決めていくか。

委員 余り経験がありませんので、参与の先生方が大勢おられますので、議会ではこういう問題はどんなふうにして処理しておられるか、そんなふうなことをご意見伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 今手塚委員の方からこういう課題の提案については議会の方ではどのようにされていらっしゃるか、参考にお聞きしたいというご意見でしたが、参与の先生方、いかがでございましょうか。

参与 手塚さんの今のそういうお話ですけれども、基本的にはきょう参与の皆さん、各各派、政党をバックに上げていますし、いろんな陳情、請願含めて委員会で審査をしたり議場でやりとりをする場合は、そうしたものをバックにそれぞれ議論をし合う。最終的には議会制民主主義の大原則である多数決ということになりますけれども、議会運営の方は基本的には全会一致をもってとか、そういうふうな細かい取り決めがある中でやっております。したがって、市民に負託をされた議員という位置づけですけれども、その基本にはそれぞれ支持者もいる中で出てきた議員という意識もありますから、最終的にはそういうことでいろいろ会派間のやりとりだとか、そういう中で進めておるということになります。

議長 ありがとうございます。では、どのような機関で審査、決定をするかという項目については、この区民会議の全体会議でという形でよろしいでしょうか。

委員 先ほどの議会ではどんなふうに行っているかというふうなお話で、委員会でまずやるというふうなことです。そうすると、まさしくそれはいい方向だと思うのです。では、この中で委員会とかとしますと、そんなに幾つも委員会があるわけでもありませんし、この現在の委員全体で行るのが委員会に相当するようなものではないかなと、人数からいっても。ですから、今言われたとおりこの委員会の仮にこの委員の皆さんで決めていくということがいいのかなと、そんなふうに思います。

議長 後ほど協議事項で専門部会の問題も出てきますので、専門部会で討議された問題をまたこの全体会議で取り上げて審査、決定するというような形でいかがでしょうか。優先順位等については、皆さんのお手元にあるように緊急あるいは必要、あるいは公平というようなものがございしますが、これはまた全体会議で討議して決めていくという形をとらせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

委員 全体会議で討議するという方法ですと、全体の区民会議自体を何回するのかなどとも大きくかかわってくる問題になるのかなと思いますので、もう少し、例えば運営委員会的な少し人数を絞った方法も並列して考えてみてはどうかかなという意見が私にはあります。

議長 ただいまの意見についてご意見ございましたら、お願いいたします。

事務局の方はどのようにお考えでしょうか、今のご意見に対して。

事務局 一番最初に手塚委員がおっしゃった事柄と今の庄司委員がおっしゃった事柄はつながっているのだと思っておりますが、議長さんのとらえられた中身としては全体というものだったかと思うのですけれども、手塚委員おっしゃったのはそういった少人数の中でというふうなお話と承ったのですが。

委員 できれば、効率的にやれるのは余り大勢でなく、ある程度絞った人数で行った方がいいかなと、そんなふうに思いましたが、議会あたりで行っているのは委員会でそういうふうなことを決めておられるということですから、委員会に匹敵する程度の数ですから、それでは全体で行ってもいいかなと、そんなふうに考えました。

それから、この問題は時間をかけていろいろやっていくことは結構だと思いますが、我々のこの区民会議を年何回どの程度やるかということが、これが一番大事だと思うのです。回数が多ければ、それなりの考え方もあるでしょうし、少なければ、丁寧なことをやっていたら、それこそ議題決定で1年終わってしまうというふうな形になるのではないかなと、そんなふうに思います。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。

いろいろとこの課題の提案についてご意見伺いましたが、資料5にも、先ほど事務局の方からご説明がございましたが、この課題の提案についてはだれがどのようにして提案するか、個人なのか組織なのか、その辺いかがでございましょうか。それぞれ、これから以後ご相談申し上げるのですが、専門部会等々で問題を提起していただいて、それを取り上

げていくというような形になるうかと思いますが、例えば個人的にご意見を聞いて、それを取り上げるということも可能であるかどうか。それは、この区民会議で取り上げて検討する事項としてよろしいでしょうか。例えば個人的な問題として、個人で出てきた問題。

委員 実際問題として今区民会議が想定されるのは、それほど数多くないのです、年間。それで、その回数等も考えなければいけないのではないかという関係も出るのです。それから、まちづくり推進委員会は、それこそ個人へのも結構ですし、地域へのもいいですから、要求があったら出してくださいということから始めるから、課題を設定するのに1年間もかかってしまうのです、みんなの共通の問題に。今度回覧板で皆さん方へお知らせしますけれども、ことしの4月から始まって10月まで課題設定だけでもって、だからそういう意味で言うと逆に言って手塚さんもおっしゃったようにこの会議は年に何回持つかという、その頻度を比べたら、どこまで制限するかというところを決めた方がいいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。ただいまの菅野委員さんのご意見いかがでございますか。

委員 賛成です。

議長 今手塚さんの方から賛成ですというご意見がございました。それでは、

委員 どうも重ねて申しわけないのですが、さっきの意見を出すのは個人か、あるいは団体の考えかというふうなこと、これは大事なことだと思うのです。大体皆さんはそれぞれ各団体とか、そういったものの代表として出ておられますから、その団体の中での考えというものは把握しておられると思うのです。その中での責任のある立場の方が多いわけですから、全く個人ということは割合少ないのではないのでしょうか。でも、中には個人の発想として出したいと思うようなこともあると思うのですが、それは一体どうするかというふうなことがあると思います。一つ私考えているのは、実は事務局の方へ出したのは、公営の結婚相談所みたいなものをやったらどうですかというの、これは余り今まで出てきていなかったのですけれども、たまたま私がいろんなそういう実際に実行している自治体の話なんかを聞いて、これはいいことだなというふうな考えで私個人としてそういうふうな考えを持ったわけですが、これからもそういうふうな形で個人で考えたことを出していいかどうか、それはやはり団体の考えの中から出すべきだということでしたら、ちょっとそれはまずいことかなというふうに思うのですが、その辺のところをあらかじめ皆さんで決めていただかなければまずいかなというふうに思います。

議長 どうもありがとうございました。いろいろ審議する課題について……はい、事務局どうぞ。

事務局 先ほど此村参与の方からのご意見等ございまして、各区の区民会議でも市全体の課題の中でこういったお答えをしています。基本的にその地域のいろんな考え方とか特殊性もございまして、具体的な方法については各区で話し合ってもらうのが一番だろうというのは思っています。ただ、方法としては今区として広聴機能というのを非常に充実させ

ようという方向性ございますので、そういった部分でインターネットであるとか、あるいは目安箱というのですか、そういった設置の方法とかということが一つの方法として考えられるのかなということにはございます。それであと、区でそれがどこまでできるかといった部分もございますので、詳しくは、そのあたりのことは区の方で運営事項として検討していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

参与 今ご答弁をいただいたそれも一つの方法ですが、先ほど私が申し上げた趣旨は、国会においても県議会においても市議会においても住民一人一人の国民の声を聞く制度があるのです。陳情とか、請願というのがあるわけですけれども、要するにだれが出してもいずれにしても国会で審議されるわけです。県議会でも審議するわけです、個人が出しても。そういう制度があるわけです。それで、これはもちろん議会ではありませんから、区民会議でありますから、陳情とか請願という言葉はなじまないのです。ただ、国会、県議会、市議会がみんなそういった個人の声ですらそこで提起して討議する場があるという中で、この区民会議というのはまさに住民一人一人の住民により身近な声を聞く、そういったものを審議するためにつくられた区民会議であるがゆえに、なおさら住民お一人お一人の方法は今おっしゃった方法とか何かいろいろあると思うのですが、そういった声を聞く、そういった場が、方法があってしかるべきであろうというのが私の意見ですから、そういったことを踏まえて今言われたような方法も一つの方法であると、こういうことで申し上げましたので。

事務局 一言。此村参与のお話に関しまして、この区民会議そのものでの審議、決定のパターンではない、それと要望を行政にぶつける会議でもないということです。ですから、例えば市民一人一人の地域課題、また地域社会が抱える課題、これは違うと言われていますが、おのおのの地域で抱える問題、行政でやるべきこと、こういったことは地域からの要望として行政、議会で議論して解決を目指すもの、それとは分けて、この区民会議の中で区民の皆さんを巻き込んで一緒にどういう課題についてどうやって取り組んでいくのか、それをここで話し合う場だと思っております。ですから、此村参与が言われた一つ一つの地域の課題を吸い上げて、それをここで審議する。もちろんその意見を皆様は代表なわけです。各団体ですとか地域の代表の方であります。ゆえに、そういう課題も当然この中で出てくると思います。その課題の決定方法として、先ほど事前に書面で出して、その取りまとめ行政に委託するなりなんなりをして、そしてこの区民会議に出していただいて、皆さんで協議をする。それから、区民の皆様とどのようにそれを取り組みを開始していくのかということをお話し合いをしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長 ありがとうございます。いろいろ貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。今出たそれぞれの意見について、簡単に副議長の庄司さんの方からまとめていただきます。

副議長 では、簡単にまとめてまいります。

まず、この場では四つのことが議論の場に出ました。一つは、提案の方法です。提案の方法は、書類で提案するのがいいのではないかという意見が多数出ました。

次に、提案をでは出せる人はどういう人だろうか。もちろん委員さん出せますし、区も出せる。それからあと、団体ですとか個人の方の意見をどのようにして受けとめていこうか。その一つとしては、区の広聴機能がある。もう一つ、本当に個人が何か提案したいというときの方法を今後少し考えていく必要があるのではないだろうかという意見が出ました。

次に、三つ目に、選定方法です。選定方法は、二つ意見が出ました。一つは、委員を絞って選定してはどうかという意見と、あと全体の場で、この区民会議の場でやるかどうか。ただ、これについては区民会議の回数にも影響がある、との関連があるので、後で区民会議の回数について話すときに再度もう一度取り上げられてはどうかと思います。

四つ目には、優先順位の問題です。委員長の方からも緊急性とか必要性というようなお声がありましたが、それと、区民と一緒に協働できることというのもその物差しの一つではないかという意見が出ました。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。今後先ほどらい、区民会議のメンバーだけで地域の課題を的確に把握することができるのか、あるいは区民のさまざまな意見を会議でまとめていくことができるのか、そのような問題を含めて先ほどパブリックコメント等による区民の意見を踏まえた形でこれを取りまとめていきたいというようなご意見でございました。どうもありがとうございました。

続きまして、資料2の1ページ下段の2をごらんください。魅力ある区づくり推進事業の取り扱いにつきましては、先ほど事務局の方からお話がありましたが、区民会議では課題解決の方法の一つとして活用される事業となりまして、その審議のやり方も区政推進会議とは異なると思われれます。このあたりについてご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

いずれにしても、資料1の全市共通事項の9番のところですか、9番の括弧のところでは区政推進会議は区民会議の設置に伴って廃止すると。その機能は、区民会議が引き継ぐというような形になっていますので、こんな形でもよろしいでしょうか。もしよろしいようでしたら、時間も大分経過しておりますので、次に移らせていただきたいと思います。

次は、区民会議の委員についてでございます。続きまして、資料2の2ページをお開きください。あわせて、資料1の3ページ、4の区民会議の委員の欄もご参照いただきたいと思います。

区民会議は、区における課題を発見し、参加と協働により地域で解決する調査審議を役割としますということで、調査審議の内容などを活動の場に持ち帰り、区における課題解

決の取り組みのつなげるなど、区民会議と地域を結ぶ役割を担える団体分野からの選任が求められます。また、区民会議の委員については、多様な区民の意見を適切に反映させ、また地域で課題解決につなげるために性別や年代あるいは地域バランスを考慮して、幅広い分野の団体から選任する必要があるかと思えます。そのあたりも委員さん念頭に置かれまして、委員数や選出分野あるいは公募人数、あるいは区長の推薦の取り扱い等についてご論議いただきたいと思えます。資料の点線内は、条例、規則案の8項目から議論の参考に例示してあります分野でございます。委員構成についてご意見を伺いたいと思えます。いかがでございましょうか。

委員 ここに出されている案で、もしこれで問題があれば発言するというので、なければもうこれでほとんどいいのではないかなというふうに思えます。

議長 今手塚委員さんの方から、特に問題がなければ、こういうことでよろしいのではないですかというご意見ございましたが、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

議長 では、よろしければ、次の議案に移らせていただきます。

委員のメンバーにあわせて、公募の方式を検討させていただきます。資料2の2ページの下段、3番の公募の方法についてをござらんください。委員の公募につきましては、区における課題の解決に意欲があって、しかもその解決のための知識や活動経験を持つ人材を広く求めることが必要かと思われます。そのあたりについてご意見を伺いたいのでございますが、その前に事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。

事務局 それでは、公募の方法につきまして簡単にご説明いたします。

まず、資料3と資料4をお手元をお願いいたします。まず、資料3をござらんください。区民会議は、附属機関でございますので、原則的にこの指針によることとなります。1ページ、第2条の2の下線部分でございますが、公募による委員数は全体の2割以上、これが原則となりますので、区民会議委員数が20名ということで、この場合、4名以上の公募が必要となります。また、資格につきましては、第3条のとおりでございますが、年齢は原則20歳以上ということでございます。ただ、居住要件でございますが、資料4の自治基本条例をござらんください。5ページでございますが、5ページの第22条のところ太枠に囲ってございまして、それぞれの区民と続きますけれども、この括弧の中は要するに区内に住所を有する人、区内で働き、学ぶ人、区内で活動している人、団体ということで、これらの方々が適当と考えております。

指針の方の資料3にお戻りいただきまして、2ページをお開きください。第4条の公募方法等の下線部分の結びでございますが、より広く周知を行うものとすると思えますとあり、市政だよりですとか、あるいは区のホームページなど、こういったものを活用して対応してまいりたいと思えます。

また、第5条、第6条にございまして、小論文の提出、そういったものも求めて、

申込書を含めた書類選考を行ってまいりたいと。それから、選考する機関としましては、区において設置した選考委員会、こちらによって実施してまいりたいと考えております。

これらの条例や指針に基づいて、公募につきましては進めてまいりたいと考えております。皆様のご意見をいただければと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございましたが、この公募の要件や方法についてももしご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員 公募の人数については、20%以上ということで、現行の区政推進会議は公募が今3名、私も公募の一人なのですが、といいますと、今回の区民会議は定員が20名というのが上限ということになっていますので、最低4人以上ということになりますか。公募のことについては、私小さなお子さんをお持ちの方なども参加できるような、いろいろな世代の方に参加してもらいたいなと思っているのですが、それを年齢枠で考えたらいいのか、例えばですけれども、ちっちゃなお子さんをお持ちの方には育児は保育つけますよというような状況もつけながら、広く参加を求めていくというような幅があったらいいなと考えております。公募枠は、4人以上は最低でも欲しいなと考えております。

議長 先ほどの事務局のご説明にもありましたとおり、20%以上ということになっておりますので、今庄司委員の方からも最低でも4名以上の人数が欲しいと。そして、あわせてその枠も各年代に合わせて、小さいお子さんがいらっしゃるお母さん方も考えてほしいというようなご意見を伺いました。いずれにしても、自治条例とか川崎市の附属機関の委員公募指針という規則がございますので、こういう規則に沿って公募をしていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

参与 20%以上というのはわかるのですが、この会の定員が20名なのですが、幸区は例えば十何名でやりましたから、その人数の2割なのか定員の2割なのか、そこら辺を確認しておかないといけないのではないかなと思います。だから、そういうふうで聞くと4人以上ということは、20名枠ですから、もしそうだとするなら20名委員を選任しなくてはいけないということになるかなと思います。

議長 今楠木参与の方からご意見がありました。今現在は15人ですか、4人ですか、14人でこの区政推進会議は形成されておりますが、その20%か、あるいは枠に決められている今度区民会議の枠を20人20%とするのか、その辺をはっきりしてほしいということで参与の方からお話がありましたが、事務局の方のご意見を伺いたいと思います。

事務局 一応委員数の20%以上というふうに考えておりますので、今14人ですから3人ですし、その人数に応じた割合と考えております。委員数については、基本的に20名というふうに考えております。

議長 今事務局の方からのご説明は、今現在は14名ですが、区民会議が施行される時点では一応定員20名というお話でございますので、そういう定員数でよろしいでしょうか、その

20%ということで、そのように認識していただきたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「いいです」と言う者あり〕

議長 ありがとうございます。では。

委員 ちょっと要望だけ。公募委員について、事務局に要望だけしておきたいと思います。

私たちが昔区づくり白書をつくったときに、それこそ公募委員がいらっしやったわけです。それで、ここにいる皆さん方は各団体なりなんなりなので、会議の内容がわかるのです。大体わからなくても、会議の内容というのはどういう方向なのかだとかどこの団体はどういう形で構成してきているかというのはわかるのですが、区づくり白書のとき、4年間のうち2年間は、公募の初めて来た人に説明を1回ごとに、会議やるたびに課題を説明しながら、これはどういう背景でこういう課題になったかという背景の説明を2年間やったのです。だから、区づくり白書の一番最後の各人の感想を見ていただければわかるけれども、私たちは何にもわからなくて、もっともっと期待して出てきたけれども、何にも期待することはできなかつたなんていう感想だってあるので、事務局は公募委員の場合にはそういう団体から出てきたよりも、条件だとか行政の仕組みだとか何かが全然わからないようにして出てくるのだろうと思って援助、補助をやっていただきたいという要望だけ出しておきます。

以上です。

議長 ご意見お伺いいたしました。ありがとうございます。

では、公募の方法について副議長の庄司さんの方から簡単に取りまとめていただきます。

副議長 公募枠については、人数枠一応今事務局では20名を考えているということで、その20%以上は公募の方に入っていたきたいというような意見が出ました。また、この公募委員については、丁寧な対応で状況ですとかを説明する考慮の方を事務局の方にお願いたいたいという意見が出ました。

以上です。

議長 どうもありがとうございます。

それでは、専門部会についてご討議いただきたいと思います。資料2の3ページ上段をごらんください。あわせて、資料1の4ページ、5の区民会議の運営等の欄をごらんいただきたいと思います。課題解決に向けて話し合うのは、原則的に全体会議でございしますが、特定の課題について、地域で活動する委員以外の区民等をメンバーに加えて、課題の解決に向けた調査審議を専門的、機動的に行うことを目的とする専門部会を設置することが可能であると。例えば自転車対策についての課題で、その解決などを委員の全体会議で話し合うだけでなく、交通安全などのかかわる団体の方々も組み入れ、専門部会で集中的に話し合う等が考えられます。そういう専門部会を幸区では設置するかどうか、また設置する場合には委員構成や運営についてどうすべきかについて、委員の皆様のご意見を伺いた

いと思います。よろしくお願ひいたします。

審議する課題について設置するということがいかがでございましょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

議長 今賛成というご意見が出ました。いかがですか、よろしいですか。

委員 専門部会の問題は人数どのくらいにするかとか選び方とかいろいろ問題があると思いますが、これはどうですか。もう少し先いって検討するようにしますか。専門部会をつくるということだけにしておきますか、きょうは。

議長 きょうは、はっきり言って皆様方のご意見をお伺いして、専門部会をつくった方がいいよというご意見があれば、それを受け入れるという形で、決定しなくても結構だと思います。

委員 余り少ない人数では意味がないと思うし、ある程度の人数で意見をいろいろ出してまとめるようにした方がいいかなというふうに思います。

議長 いずれにしても、専門部会の役割は課題解決策の検討を主にさせていただいて、その結果を全体会議で報告するということがいかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのくらいで専門部会は一応設置するということが決定させていただきます。

引き続きまして、先ほど問題になっております区民会議の開催回数について、資料2の3ページの中段をごらんください。それとあわせて、資料1の4ページ、区民会議の運営について、5番を参考にさせていただきたいと思います。会議の年間の開催数は、区ごとに決められることとなっております。現在、区政推進会議や試行の区民会議については要綱で必要に応じて議長が招集するということになっておりますが、幸区では実際3回開催されております。開催回数については何回が適当か。先ほど専門部会との絡みもありまして、ご意見がございましたら、この辺の回数を皆さんとご相談したいと思います。いかがでございましょうか。

いずれにしても、今までの3回で決められない部分もあるかと思いますが。専門部会の設置に伴って、もしかしたらふやさなければいけないかもしれませんが、一応原則、今までどおり3回という形でよろしいですか。

委員 先ほど、1番目の議題の中で、議題の選定方法はこの会議の回数と関連しますというようなことで、この項で話し合うことになっているのですが、3回か4回、3回ぐらいとしますと、議題の選定に費やす時間というのが非常に少ないのではないかなと思います。

委員 皆さんお忙しい方が多いと思いますが、私は実効のあるものにするには年に3回ではちょっと何もできないで終わってしまうのではないかと。少なくとも2月に1回ぐらいは開いていく。大変でしょうけれども、そのくらいにしなければ、内容のある区民会議にはできないのではないかなというような気がするのですが、いかがでございましょうか。

議長 今、手塚委員さんの方からももうちょっとふやしたらどうかというご意見ございました。ほかの委員さんいかがでございますでしょうか。

委員 事務局にお伺いしたいのですが、ここの区民会議、傍聴者来ているのですが、年に1度なり2年に1ぺん、イベント的なものをやるのかどうか、そういう計画は頭に入れているのかどうか。まちづくり推進委員会なんかは、イベントやるとなったら、その前2カ月間くらいは大体、週に1回くらいずつ開いても準備段階で間に合わないようになるので、だから2カ月で5回から10回会議開くということもあり得るのです。その点でイベントをやるのかどうかというのを、ちょっとお伺いしておきたい。

議長 今菅野委員さんの方からのご質問に対して事務局の方のご回答お願いいたします。

事務局 まず、回数の問題ですけれども、必要に応じて開催するという記述しかございません。ですから、必要に応じてということであれば、1週間に1回とかということもあり得るのかなというのはありますが、ただ、皆さんのご出席とか1回終えて、その整理する時間であるとかということをお考えすると、そう多くはできないのかなというふうに考えております。そのために、専門部会の活用というものを十分にする必要はないかというふうに考えておまして、私の方からこの区は何回というのは今の段階で言う話ではないと思いますけれども、そう多くはできないということ、その補完する意味でも専門部会、あるいはほかの、菅野委員がおっしゃっています、まちづくり推進協議会との連携であるとか、そういった部分の議論を深めていただきながら、区民会議の実効性を高めていただきたいというふうに考えております。

それから、二つ目のイベントについてですけれども、区民会議自体が行うイベントというのは市全体としては考えておりません。ただ、今後来年度本実施に向けてまいります。そういった中で、計画段階ですけれども、大体集会的なものとか区民会議を広く広めるための会合というのは計画にもあるのですけれども、ちょっとまだ計画の段階でございますので、開催するののかどうかはまだ不明でございます。そういったものも一応考えているということでございます。あとはいろいろな団体の方々のイベントの中で、区民会議という制度が話されているという現状もございますので、そういったときには私どもが出向いていたり、あるいは各区の区民会議の委員さんがシンポジウム、シンポリストとして参加をしたりとかいうこともございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。区民会議の開催については、現在の3回を基本として、必要に応じてというご意見が多かったようでございます。この件について、まとめはその辺でよろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。

それでは、次の議案に入ります。その他で今まで協議していただきました制度も含めましてご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。殊にないようでしたら、次に、
〔「その他って最後に言います」と言う者あり〕

議長 そうですか。まだよろしいですか。

(2) その他

議長 それでは、前回議題にごございました進捗状況を、事務局より報告がございますので、よろしく願いいたします。

事務局 第1回目の試行の際に議題とさせていただきました内容について、その後の状況などをご報告させていただきます。

まず、議題としましては、区内の自転車対策、緑化の推進、それから地域防災活動の推進の三つでございます。それぞれご意見もいただき、前回の会議の中で事務局として方向性などをお話ししたのもございます。今回は、課題の解決方法の一つとして、例えば行政と区民の方と協働で解決するための計画、そういったものも含めてご報告してまいりたいと思います。

なお、今申しました行政と区民の方と協働で解決するということなのですが、このことにつきましては先ほど図3をごらんいただきましたけれども、この図3のフローチャートで申しますと一番右の枠の具体的な方策や役割等の検討と、こういった役割分担による解決に位置づけられると考えております。

それでは、議題の方にまいりますと、自転車対策でございますが、前回川崎駅西口の自転車放置禁止区域の拡大、それから柳町保管所、これは区内に1カ所ございますが、これを増設して保管台数をふやすといったことをご提案いたしました。これらは、ラゾーナの開発に伴って新たな道路ができ、また自転車利用者もふえていくことを想定したものでございました。したがって、禁止区域として指定される際の標識ですとか、柳町保管所の増設に必要な工事費など、行政として取り組むべき内容につきましては、来年度の予算措置に向けて取り組んでいるところでございます。また、今年度区の事業といたしまして独自に看板を設置して啓発を進めているところでもございます。

なお、1回目のご意見の中に日曜、祭日における撤去実施のご提案もございましたが、行政としての予算の範囲で行うには限りもございまして、現在まで動きはございませんが、例えば地域の方々による啓発など、別の手法なども考えていかなければならないかと思っております。

次に、緑化推進につきましても幾つかご意見をいただきました。例えば一人一木運動というご意見もございましたが、具体的な取り組みといたしましては、現在、新総合計画で市民との協働による緑化推進事業といったものも計画されておりまして、新たに10万本植

樹運動などの検討もごさいます。そういった運動や既に行っている記念樹の苗木のご提供などの支援助成制度などとともに連動して検討する必要があると考えております。

また、緑被率について30%程度まで上げていきたいというご意見もごさいました。30%という数字は、平成7年度に策定された緑の基本計画で一つの目標として設定されたものでございまして、現在環境局では、平成19年4月を目途に計画の改定に取り組んでいることです。これらも踏まえまして、局とも連携して区としての取り組みを考えてまいりたいと存じます。

さらに、新鶴見操車場について緑をふやす方向への検討についてご提案がごさいました。現在新川崎地区における地区計画につきましては、地区の特性に適した良好な土地利用を行うため、全33.2ヘクタールを六つの地区に分けて利用計画を定め、そのうち23ヘクタールにわたる三つの地区においては、緑化率の最低限度を25%と定めております。これは、比較でいいますと、市の総合調整条例で0.3ヘクタール以上の建築行為や開発行為に関して6%以上の公園または緑地を設けるとしている規定よりも大きな割合でございまして、ご提案のあった趣旨のとおり、一定程度法的にも整えられていると理解しております。

別のご意見で、多摩川の河川敷に桜並木をとというもごさいました。これにつきましては、新総合計画におきまして、多摩川における桜並木の復活事業といったものが示されておりまして、今年度環境局に多摩川施策担当部署を新たに設けまして、18年度の計画策定を目指して取り組んでおります。区別の計画も検討されておりますので、全市にわたる一定程度長期にわたる取り組みと考えております。

あと、幸区の18年度の魅力ある区づくり推進事業でございまして、計画段階でございまして、報告いたします。一つは、さいわい歩道橋わきの道路予定地の低未利用地の活用でございまして、これは、現在さくで囲んでいる状態でございますが、整備してさらに植栽などを行い、近くの幸町一丁目から四丁目の四つの町会の方々にもお手伝いいただきながら、整備、管理してまいりたいと考えているものでございまして。

もう一つ、鷹野大橋わきの河川用地の花壇整備でございまして、これは国土交通省の管理用地となっている場所ですが、国との協議や手続を区で行って、南加瀬町内会の皆さんによってご協力いただき、花植えあるいは花壇の整備を進めていきたいと検討しております。

さらに、同じく魅力ある区づくり推進事業ですが、花と緑のエキスパート事業でございまして、区民の皆さんで地域の緑化を進めるための手法を花壇整備などのワークショップを通じて学んでいただき、さらに自主的な管理につなげていただきたいと、こういった事業で検討してございまして。

次、地域防災活動の推進でございまして、前回のご意見の中に、防災ハンドブックがあるが、全く知らない区民にどう啓発していくかと、こういった議論が必要というもごさいました。この点を受けまして、先日11月20日の防災訓練の際にはハンドブックを

お配りしたところでもございまして、また避難所などを記した防災マップにつきましても昨年度完成した折に町内会のご協力を得て全戸配布したところでもございます。ただ、いずれも再度市政だよりやホームページを活用して、行政としてはお知らせをしていきたいと考えております。

さらに、来年度の計画でございますが、先ほど菅野委員からもございましたけれども、まちづくり推進委員会における取り組みとして、区民の視点でよりきめ細かに災害時に必要な情報を提供できるようなものを協働で作成することを検討されているところでございますので、これも予算化を目指しております。

さらに、もう一つ、このほか地域防災の推進に関する一環として、今年度中に外国人向けの防災マップの作成も検討してございます。いわゆる災害弱者と言われる外国人に向けて避難場所の地図ですとか、あるいは災害時の心得など、必要な情報を掲載したものを3カ国語、英語、韓国並びに朝鮮語及びもう一つ、中国語ということで翻訳して作成する予定でございます。

以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からのご説明も含めまして全体を通じたご意見があればお伺いしたいと思っております。

最初に、鍋木参与の方から先ほどの。

参与 最後の最後でよかったのですが、先ほどの安岡委員がお話ししたこととこちらの佐藤参与がお答えしたこと、また此村参与のお話も含めて、関連して最後に一言だけ言っておこうと思うのですが、まさに佐藤参与の言ったとおりで、これ市長サイドから区民会議が出されたときには、議員は、この区民会議の委員として構成メンバーに入っていたけれども、議会制民主主義という議会との整合性のこともあって、これはまずいだろうということで、今参与という立場になりまして、ちょっとの間にこういう変遷がまずありました。そういう中で、私たち今、参加させていただいているのですけれども、議員が県会も市会もいるから、ここで問題解決に向けてやったときには、さも大きな力となって実現に向かっていくのだらうということに議員の力も見られてしまうと、私たち先ほど言いましたように参与という立場でありますので、そこら辺のところは十分ご理解をいただかないと、議員がいるのに何だ、幸区の議員だらないなということでは決してありませんので、これ各区皆さんに言えると思うのです。そういうことで、この区民会議の本質的な意義というのをご理解いただくということと、蛇足ながら私たちは費用弁償の対象ではなくて、純粹に議員という、参与という、そういう名前をいただいて出ているという、そこもあわせてご理解いただいて、今後よろしくお伺いしたいと思っております。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。これからも参与としてこの会議にいろいろご助言等をいただければありがたいなと思っております。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

議長 ないようでしたら、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

事務局から。

事務局 もう一点ご連絡ございますが、第3回目、一応3回予定されておりまして、試行の会議でございますが、ちょっと議題としましてはこれまでの試行の会議でいただいた制度設計に関するご意見、それから今後実施されますパブリックコメントによって寄せられたご意見をもとにして、区で定める運営に関する事項を取りまとめてご提案させていただきたいと考えております。

それから、先ほどちょっとご報告しましたけれども、課題等につきましてもあわせてご報告する予定でございますので、よろしく申し上げます。

時期につきましては、3月下旬を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

委員の皆様あるいは参与の皆様には長時間にわたって熱心にご協議いただきました。本当にありがとうございました。議事進行につきましては、副議長さん初め委員の皆様、そして参与の皆様に特段のご協力をいただき、無事に終了したことに対して厚く御礼、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、ここで議事の進行を事務局に交代させていただきます。ありがとうございました。

4 閉会のあいさつ

司会 議長さん、副議長さん、本日大変な議事進行いただきましてありがとうございました。

それでは、最後になりますが、事務局を代表いたしまして、鈴木区長より閉会のごあいさつ申し上げます。

区長 どうも長い時間大変ご苦労さまでございました。大変貴重なご意見、本当にありがとうございました。先ほど話ありましたように、12月から1月にかけてパブリックコメントがあるということで、そこら辺の意見もとり合わせまして、事務局、今紹介ありましたけれども、3月、始まる以前になるべく早く要綱案をお送りしたいというふうに思っております。きょうはどうもありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。

午後 零時02分 閉 会